

議案第 12 号

橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市民会館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第18号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後					改正前				
別表(第9条) (1)基本使用料 (単位:円)					別表(第9条関係) (1)基本使用料 (単位:円)				
利用時間		午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~22時	利用時間		午前9時~12時	午後13時~17時	夜間18時~22時
区分					区分				
第1会議室(2階)		1,852	2,778	3,945	第1会議室(2階)		1,553	2,324	3,296
第2会議室(2階)		686	1,028	1,500	第2会議室(2階)		581	867	1,258
第3A会議室(2階)		806	1,139	1,732	第3A会議室(2階)		677	962	1,448
第3B会議室(2階)		806	1,139	1,732	第3B会議室(2階)		677	962	1,448
和室(A)(2階)		806	1,278	1,963	和室(A)(2階)		677	1,067	1,648
和室(B)(2階)		917	1,389	2,084	和室(B)(2階)		772	1,162	1,743
研修室(1階)		2,306	3,612	5,232	研修室(1階)		1,934	3,010	4,362
ホール平日		10,473	15,130	22,121	ホール平日		8,734	12,619	18,438
土、日、祝		11,639	17,463	25,621	土、日、祝		9,705	14,562	21,353

(2)附属設備使用料 (単位:円)					(2)附属設備使用料 (単位:円)				
種別	品名	単位	金額	備考	種別	品名	単位	金額	備考
舞台用品	平台	1式	1,139		舞台用品	平台	1式	962	
	金びょうぶ	1双	1,139			金びょうぶ	1双	962	
	演台	1台	334	ホール用		演台	1台	286	ホール用
	グラントピアノ(スタインウェイ)	1台	11,639	調律費別途		グラントピアノ(スタインウェイ)	1台	9,705	調律費別途
	グラントピアノ	1台	2,899	調律費別途		グラントピアノ	1台	2,419	調律費別途
	所作台	1式	1,139			所作台	1式	962	
放送設備	拡声装置	1組	2,306	マイク2本付	放送設備	拡声装置	1組	1,934	マイク2本付

天井反響板	1台	1,139	天井反響板	1台	962
移動式反響板	1台	565	移動式反響板	1台	477
ワイヤレスマイク	1台	565	ワイヤレスマイク	1台	477
その他のマイク	1台	334	その他のマイク	1台	286
テープレコーダー	1台	565	テープレコーダー	1台	477
CDプレイヤー	1台	565	CDプレイヤー	1台	477
照明設備	1式	3,473	照明調整卓	1式	2,905
フットライト	1回路	565	フットライト	1回路	477
ボーダーライト	1回路	565	ボーダーライト	1回路	477
シーリングライト	1回路	565	シーリングライト	1回路	477
サスペンションライト	1回路	565	サスペンションライト	1回路	477
アップホリゾントライト	1回路	565	アップホリゾントライト	1回路	477
ローホリゾントライト	1回路	565	ローホリゾントライト	1回路	477
サイドスポットライト	1台	334	サイドスポットライト	1台	286
クセノンピンライト	1台	1,139	クセノンピンライト	1台	962
ハロゲンピンライト	1台	565	ハロゲンピンライト	1台	477
特殊器具	1台	565	特殊器具	1台	477
映写設備	16mm 映写機	2,306	16mm 映写機	1台	1,934
スクリーン	1枚	565	スクリーン	1枚	477
備考 (1) 略			備考 (1) 略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。